

## 製品及びサービス条件

本製品及びサービス条件は、当社の全製品に適用される Clarivate 規約を補足するものであり、当社のプラットフォームやウェブサイトを通じてアクセスされる特定の製品、又は注文書、作業明細書、その他の注文書類（総称して「注文書」といいます）に記載されている特定の製品に適用されます。以下に記載のない製品の注文を行った場合又はアクセスを行っている場合、お客様の注文に本製品及びサービス条件は適用されません。「当社」及び「Clarivate」とは、注文書に記載される Clarivate の企業体をいい、「お客様」とは、注文書に記載されるお客様の企業体をいいます。本製品及びサービス条件に定義のない用語は、Clarivate 規約で定義されている意味を有します。

### IP Payment Services

#### 1. 定義

- 1.1. 「IP Payment (IP 支払い)」とは、ある特許又は商標の知的財産権を維持するための公式な請求に対する支払いをいいます。
- 1.2. 「IP ルール」とは、特定の法域の意匠、特許、及び商標の個々の権利と関連する権利のルール集で当社が集積したものです。これには、法律、法的要件、料金、計算、及び文書の要件を含みますが、これらに限定されるものではありません。
- 1.3. 「開始日」とは、お客様が当社に対して IP 支払いの実行を指示し始めた日をいいます。
2. **ライセンス** お客様が弁護士又は法律事務所である場合（該当する場合弁理士と特許事務所も含み、以下同様とします）、社内業務目的には、お客様の顧客の利益のために当社サービスを使用することが含まれます。
3. **サービス** お客様による料金の支払い及び以下に定められたお客様の責任の遵守を条件として、当社は、商業的に合理的な技術及び注意をもって、お客様又はお客様の正規代理人の指示に基づき、お客様を代理して IP 支払いを実施します。
4. **責任** 各当事者は、<https://ipmanagementsolution.com/dashboard/documents> から入手できるサービス文書に従って業務を行うことに同意します。お客様が (i) 期限を逃した場合、(ii) 不完全又は不明確な指示を当社に送付した場合、又は (iii) 該当するサービス文書の規定を遵守しなかった場合、当社は、その結果発生し得るいかなる損失に対しても責任を負わず、お客様の権利を保全、保護、又は回復するためのいかなる義務も負わないものとします。上記に関わらず、当社が当社の裁量に基づき何らかの措置を取る場合、お客様は、かかる措置により発生する全ての費用（合理的な弁護士又は弁理士費用及び経費を含みますがこれらに限りません）を当社に払い戻すものとします。
5. **開始日** 開始日は、お客様の注文書に記載された期間内でなければなりません。お客様の注文書に記載された期間内にお客様が支払指示を始めなかった場合、開始日は自動的に当該期間の最終日になります。
6. **年間コミットメント数** お客様は、開始日以降の1年間における IP 支払い指示の最低回数をコミットするものとします。年間コミットメント数は、お客様の注文書に記載されます。実際の支払い指示が年間コミットメント数に達しない場合、お客様は、開始日から初期契約期間の最終日又はその時点で有効な更新期間の最終日までの期間において、実際に指示された IP 支払いと年間コミットメント数との差に対するサービス料を支払うものとします。さらに、お客様が直近 12 か月間において IP 支払いを 1 度も指示しなかった場合には、当社は 30 日前の通知により本合意を解除することができます。
7. **期間** 本契約期間はお客様が注文書に署名した日に始まり、開始日から 3 年間継続するものとします（「初期契約期間」といいます）。それ以降の期間は、いずれかの当事者が適法に終了させない限り、自動的に 12 か月間更新されるものとします。初期契約期間の後、各当事者は、相手方当事者に対して少なくとも 90 日前までの書面で通知することにより、自らの都合によりお客様の注文書を終了させることができます。当該終了は、90 日の通知期間終了後に続く四半期の最終日に有効となります。

8. **早期終了** 当社の違反によりお客様が終了した場合を除き、初期契約期間の最終日に先立つ終了はお客様による違反とみなされるものであり、注文書に記載の初期契約期間の年間コミットメント数に対して支払われるべき全てのサービス料がお客様に請求されるものとします。

## 9. 料金及び請求書発行

9.1. 当社が本サービスについて請求する料金は、以下に記載する要素で構成されます。

9.1.1. **サービス料** 本サービスの提供を管理する上で必須の、システム、プロセス、及び人員といった主要なサービスに対する料金です。サービス料の金額は、更新の対象である権利の見積数を元に、注文書に記載されます。

9.1.2. **オフィシャルチャージ** 各法域の登録機関から請求される料金であり、随時変更されます。これには、(該当する場合) 期限後に更新料の支払い又は更新書類の提出をするために、関連する登録機関から請求される料金も含まれます。

9.1.3. **カンントリーチャージ** 特定の法域における更新を実施するために必要なインフラ、人員、プロセス、及び第三者(必要な場合)の料金です。現在適用される当社のカンントリーチャージの料金表(随時更新されます)は、ご要望に応じて提供します。

9.1.4. **緊急料金** お客様が自らの責任を遵守しなかったこと、又は、お客様の当社に対する指示の結果として発生した、何らかの緊急若しくは遅延の料金をいいます。

当社は、(i) 5%又はお客様の所在国における消費者物価指数(若しくはこれと同様のもの)のいずれか高い方を超えない範囲で、契約年1年につき1度、又は(ii) お客様に対し6か月前の通知を行うことにより、サービス料及び緊急料金を増額できるものとします。オフィシャルチャージ及びカンントリーチャージは、通知なしに随時変更されます。

9.2. 当社は、注文書に記載した通貨で請求書を発行し、お客様はかかる通貨で料金を支払うものとします。オフィシャルチャージ、カンントリーチャージ、及び/又は本サービスに関して当社がお客様を代理して支払う他の料金の通貨が注文書の通貨と異なる場合、かかる料金は、当社の Clarivate 通貨換算レート表に基づき換算するものとします(「ファンドマネジメントチャージ」といいます)。ファンドマネジメントチャージには、更新料の支払い、為替変動リスク、及び銀行の手数料などを含む、グローバルな取引の管理費用が含まれます。

9.3. 当社は各更新通知をもって、合計料金を見積もりを通知します。ただし、この金額はあくまでも見積もりであり、お客様は、オフィシャルチャージの変更、カンントリーチャージ、追加サービスの料金、ファンドマネジメントチャージ、追加の緊急料金、又はその他の料金など、いずれかの更新期限に先行する40日以内に当社が受領した指示、情報、データ、又は文書に関して生じる追加の費用及び料金を支払う責任を負います。請求金額は全て支払わねばならないものであり、返金されません。当社が自己の裁量に基づき請求額の調整又はお客様への返金を選択する場合、当社は、かかる問題に対応するための時間、費用、及び経費を反映した金額を請求し、又はかかる金額を維持する権利を留保します。

9.4. **リポート** 当社の料金及び商業的ビジネスモデルは、当社による本サービスの提供を通じて当社が第三者から受領する可能性があるリポート、割引、又はコミッション(「リポート」といいます)を反映して算定されています。お客様は、当社が受領する可能性があるリポートに対し、一切の権利を持たず、クレームを申し立てることもできません。

9.5. 注文書において何らかの料金の前払いが必要とされている場合、関連する更新通知に記載された更新日のうち最初の更新が到来する日から少なくとも10営業日前(お客様の所在国における10営業日前)までに、かかる料金の全額が Clarivate のプロフォーマイズで指定された銀行口座に振り込まれた場合のみ、当社は本サービスを実施する義務を負うものとします。

9.6. 当社はお客様のご要望に従い、お客様のベンダー請求システムに対応できるように努力します。ただし、お客様は当社に対し、当該システムに必要な事項の全てを記載した書面を提供しなければなりません。必要事項に何らかの変更があったときも同様とします。お客様は、お客様のベンダー請求システムで請求書を処理するために必要な全ての情報を提供しなければならず、さらに、該当す

るサービスガイドに記載された事項を遵守しなければなりません。これは、案件番号及び担当者情報を提供することも含みます。当社がおお客様のベンダー請求システムにアクセスするために発生した追加費用は、お客様に請求されます。当社がおお客様のベンダー請求システムを使用できない場合、又は当該システムにおいて請求書が処理できない場合でも、お客様は請求書の支払いに対して責任を負うものとします。

**10. 商標デポジット** お客様は、お客様の注文書に記載された支払いサイクルに基づき、商標支払いの年間コミットメント数に対する特定の割合 (%) と等しいデポジットを一括で支払うものとします。このデポジットは、査定リストが最初に公表された時点で請求され、その後発行される請求書には適用されません。そのため、お客様アカウントのクレジットとなります。このデポジットから手数料を差し引いた金額が、契約終了日から 6 か月後に返金されます。

**11. エラー** 当社は、お客様が当社に提供するコンテンツの正確性に依拠するものであり、お客様が提供するコンテンツに起因するエラー又は遅延に対して責任を負いません。当社に落ち度があるエラーであって、当該エラーが是正可能である場合、お客様の唯一かつ排他的な救済措置は、当社によるエラーの是正のみとします。この場合、お客様に費用は発生しません。

**12. IP ルール** 当社は、本サービスの提供に使用される IP ルールの決定において、商業的に合理的な努力及び信頼できる情報源を用いています。ただし当社は、法律及び規制、書類の要件、又は出願に使用されるフォームの正確性、完全性、又は解釈につき、いかなる保証も行いません。当社は法律事務所又は特許事務所ではなく、当社のサービスは法的アドバイスではありません。

**13. 代理人** 本サービスの通常の提供形態で使用する代理人の所在地に関わらず、また、該当する地域の法令において必要とされるか否かに関わらず、当社による本サービスの提供に現地代理人を使用することに、お客様は同意するものとします。本合意において、代理人は下請業者とはみなされないものとします。

最終更新：2021 年 11 月